

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年5月29日

経理責任者

独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター

院長 山下 克也

1 競争に付する事項

(1) 件 名

検査試薬 単価契約

(2) 内 容

入札説明書及び仕様書による

(3) 契約期間

令和7年7月1日～令和8年6月30日

(4) 履行場所

独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター

(5) 入札方法

- ① 第一交渉権者の決定については、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

- (2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付され、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所

〒440-8510

愛知県豊橋市飯村町字浜道上50

独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター 企画課

電話 0532-62-0301

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記3に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和7年6月12日（木）17時00分
- (3) 開札の日時及び場所
令和7年6月18日（水）10時00分 会議室（当院2階）

5 その他必要な事項

- (1) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2（3）から（4）の証明となるものを添付して入札書の受領期間内までに提出しなければならない。なお、入札書は、開札の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるものについて説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約の相手方の決定方法
契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。
- (7) 詳細は入札説明書による。

6 2ヵ年連続して1者応札・応募となった案件の公表について

2ヵ年連続して一者応札・応募となった案件については、「「独立行政法人の契約状況の点検見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」（平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡）において、一件ごとに契約の概要や、一者応札・応募の改善に向けた取り組み内容を記載した個表を作成し、国立病院機構本部のホームページで公表することがルールとなりました。この個表は、一者応札となった場合には、契約業者名も含めて公表されることとなります。予め御了承の上、ご理解いただきますようお願いいたします。